

佐賀県産素材コスメ原料化推進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人 佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター（以下「センター」という。）の所長（以下「所長」という。）は、佐賀県産素材のコスメ原料化を促進するため、予算の範囲内において、佐賀県産素材コスメ原料化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年（1955年）法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年（1955年）政令第255号）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年（1978年）佐賀県規則第13号）及びこの交付要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この交付要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 佐賀県産素材コスメ原料化とは、企業等が佐賀県内で生産されている素材についてコスメ原料としての安全性や機能性を検証する等の活動により、想定された検証結果等が得られた場合には原料化することを約したうえで実施する取り組みをいう。
- (2) 補助事業とは、所長が、佐賀県産素材コスメ原料化に取り組む企業等から提出を受けた計画の内容に基づき事業の実施が適当であると認めた事業をいう。
- (3) 補助事業者とは、補助事業を実施する企業等をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、県内外の化粧品原料メーカー等とする。

2 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助事業の対象分野及び実施完了)

第4条 この補助金の対象となる事業は、佐賀県内において生産された素材のコスメ原料化を推進する事業とする。

2 補助事業者は、補助事業の交付決定日の属する年度の2月末日の平日までに補助事業及び支出を完了しなければならない。

(補助事業の対象経費、補助率及び補助上限額)

第5条 補助事業の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 佐賀県で生産された素材を化粧品原料とするために必要な規格書・安全データシート (SDS) 等の作成にかかる試験等を実施するために必要な費用 (機器購入費等を除く)
- (2) 佐賀県で生産された素材の化粧品原料としての機能性を検証するための試験等を実施するために必要な費用
- (3) その他所長が認めた費用

2 補助事業の補助率は対象経費の2分の1以内とし、補助上限額は50万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、所長に対し、補助金交付申請書 (様式第1号) を提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、所長が別に定める期日までとし、その提出部数は1部とする。
- 3 第1項の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法 (昭和63年 (1988年) 法律第108号) の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法 (昭和25年 (1950年) 法律第226号) の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。) がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第7条 所長は、補助金の交付の申請があったときは、申請書を元に書類審査を行うこととし、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。なお、書類審査にあたり必要に応じてヒアリングを実施する。

- 2 所長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第8条 所長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合においては、あらかじめ、様式第2号による申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、以下の各号に該当する変更については、この限りではない。

- (1) 交付決定時の補助金の額の30パーセント以内の減額
- (2) 補助事業に要する経費の増額
- (3) その他、補助事業の趣旨そのものに影響を及ぼさないと所長が判断する範囲での事業内容の変更

2 所長は、交付決定を行った補助事業の計画変更に伴う補助金の増額は認めない。

(補助事業の中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止しようとする場合においては、あらかじめ様式第3号による申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助事業者の都合により補助事業を中止する場合は交付決定済の補助金を支給しない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の経理等)

第11条 補助事業者は、この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、かつ、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした会計帳簿及び証拠書類を整備した上で、補助事業が完了した日の属する会計年度（毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする。以下同じ。）の終了後5年間保管しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、第8条による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付決定を受けた日から20日以内に交付申請取下届出書（様式第4号）を所長に提出し、補助金の交付申請を取下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 所長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 所長が、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

(補助事業の遂行)

第14条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他所長の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、補助金を補助事業以外の用途に使用してはならない。

(状況報告及び調査)

第15条 所長は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査をすることができる。

(補助事業遂行の指示等)

第16条 所長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

- 2 所長は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を求めることができる。この場合において、所長は、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を所長の指定する期日までにとらないときは、第18条第1項の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の実績報告書に関係書類を添えて所長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業を完了した日の翌日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の2月末日の平日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 4 第6条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 5 第6条第3項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第6号)により速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第18条 所長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は所長の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の額の確定等)

第19条 所長は、第17条第1項の規定に基づき、補助事業者からの実績報告書を受理したときは、佐賀県が定める「ものづくり産業課所管の補助事業等に関する検査要領」を準用し検査するものとする。ただし、必ずしも現地での調査を必要としないものとする。

- 2 所長は、前項の検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第20条 所長は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

(補助金の交付)

第21条 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を所長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金交付請求書は、様式第7号のとおりとする。

(補助金の返還)

第22条 所長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 所長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第23条 補助事業者は、第18条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を、センターに納付しなければならない。

(延滞金の計算)

第24条 前条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助事業終了後の事後調査)

第25条 補助事業者は、所長が補助事業実施後の経過について説明を求める場合は補助事業年度の次の年度から最大5年間は進捗状況を報告しなければならない。

附 則

この交付要領は、令和7年度（2025年度）分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、令和8年度（2026年度）分の補助金から適用する。

令和 年 月 日

公益財団法人 佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

申請者
住 所 〒
(都道府県)
企業名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県産素材コスメ原料化推進事業費補助金
交付申請書

下記のとおり補助事業を実施したいので、金 円を交付されるよう、佐賀県産素材コスメ原料化推進事業費補助金交付要領の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象とする佐賀県産素材
〇〇〇、〇〇〇、・・・
- 2 申請する事業の概要 別添 (Aシート)
- 3 誓約書 別添 (Bシート)
- 4 添付書類

■ Bシート 誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、貴センターが必要な場合には、県を通じて佐賀県警察本部等に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が貴センターと行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

〒

住 所 (都道府県) _____

(ふりがな)

企 業 名 _____

(ふりがな)

代表者役職・氏名 _____ (自署の場合は押印不要)

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 _____

令和 年 月 日

公益財団法人 佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

補助事業者
住 所 〒
(都道府県)
企業名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県産素材コスメ原料化推進事業費補助金
変更承認申請書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった標記補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し[金 円の減額承認を受け]たいので、佐賀県産コスメ原料化推進事業費補助金交付要領の規定により、関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は [] の分は、消去すること。
2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業内容及び経費の配分と比較できるように記載すること。

令和 年 月 日

公益財団法人 佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

補助事業者
住 所 〒
(都道府県)
企業名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県産素材コスメ原料化推進事業費補助金
中止承認申請書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった標記補助金について、別紙に記載した理由により事業の中止の承認を受けたいので、佐賀県産コスメ原料化推進事業費補助金交付要領の規定により申請します。

記

1 事業の中止の理由 (別紙)

様式第4号

令和 年 月 日

公益財団法人 佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

補助事業者
住 所 〒
(都道府県)
企業名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県産素材コスメ原料化推進事業費補助金
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり取り下げたいので、届け出ます。

記

1 取り下げの理由

令和 年 月 日

公益財団法人 佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

補助事業者
住 所 〒
(都道府県)
企業名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県産素材コスメ原料化推進事業費補助金
実績報告書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県産素材コスメ原料化推進事業費補助金交付要領の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告書
- 2 事業完了期日 令和 年 月 日
- 3 その他、別に定める書類

実績報告書

1 補助事業の概要

対象とする佐賀 県産素材	
概要	

2 補助事業の実績

補助事業の成果	注) 計画変更が生じている場合は、変更内容及び変更理由についても記載してください。 注) 図面、写真、研究データ等を添付して詳細に記載してください。

3 補助事業の成果を活用した事業化の見通し

事業化の見通し

4 補助事業の収支

4.1 収入の部

区分	資金調達額(円)
自己資金	
補助金	
その他(借入金等)	
合計	

4.2 支出の部

種別・内容	単価 (円)	数量 (単位)	小計 (円)
合計			

様式第6号

令和 年 月 日

公益財団法人 佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

補助事業者
住 所 〒
(都道府県)
企業名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県産素材コスメ原料化推進事業費補助金
に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号で補助金の額の確定通知があった標記
補助金に関し、消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定したので、佐賀県産素材コスメ
原料化推進事業費補助金交付要領の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（センターが補助金額確定通知書により通知した額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕
入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
円

(注) 1 積算内訳についても添付のこと（任意の様式可）
2 課税事業者であっても、単純に補助金の消費税率及び地方消費税率相当額が
消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

様式第7号

令和 年 月 日

公益財団法人 佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

補助事業者
住 所 〒
(都道府県)
企業名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県産素材コスメ原料化推進事業費補助金
交付請求書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号で補助金の額の確定の通知があった標
記補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県産素材コスメ原料化推進事業費補助金
交付要領の規定により請求します。

記

交付決定額	金	円
請 求 額	金	円

振込先
銀行名
支店名
口座種別 普通・当座
口座番号
フリガナ
口座名義人